

指定事業(水質汚濁)一覧

事業番号	指定事業	施設等	排水量
1	そう菜製造加工業(そう菜、弁当仕出し)	そう菜製造加工事業に要する施設	当該事業所の1日当たりの平均的な排水量が5立方メートル以上のもの
2	車両の洗浄施設を有する 道路旅客運送業 道路貨物運送業 鉄道業 自動車用燃料小売業 自動車整備業	車両洗浄施設	同上
3	染色業	染色事業に要する施設	すべてのもの
4	石材製品加工業	石材製品加工事業に要する施設	同上

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に基づく特定事業場及び下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道へ排除するものを除く。